

よくわかる「IASB概念フレームワーク」シリーズ (2)

第2回 財務報告の目的と有用な財務情報の質的特性

公認会計士 藤原 由紀 ふじわら ゆき

1. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2018年3月29日に「財務報告に関する概念フレームワーク」の改訂版を公表した。よくわかる「IASB概念フレームワーク」シリーズでは、概念フレームワークの内容及び今回の改訂における主要な変更点について、IASBで客員研究員として概念フレームワークプロジェクトの最終段階に実際にかかわった筆者がわかりやすく解説する。

シリーズ第2回目の今回は、2018年版フレームワークの第2章「有用な財務情報の質的特性」及び第3章「財務諸表と報告企業」の内容について説明する。このうち「有用な財務情報の質的特性」は、もともと2010年の概念フレームワーク改訂で公表されたものであり、当初IASBは今回の改訂でこの章を改訂することを予定していなかった。しかしながら、プロジェクトの過程で寄せられたコメントを考慮し、最終的に慎重性、測定の不確実性及び実質優先に関する明確化を図ることとしたものである。「財務諸表及び報告企業」は2010年版フレームワークに含まれておらず、今回の改訂で新たに付け加えられた章である。

2. 基本的な質的特性

シリーズ第1回で見たように、財務報告の目的は利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に**有用な財務情報**を提供することである。それでは、どのような財務情報が有用な情報であるといえるのだろうか。概念フレームワークは「質的特性」という用語を用いてこの点を説明している。財務情報が有用であるためには、「目的適合性」と「忠実な表現」という2つの質的特性の双方を有していなければならない（これらの質的特性は「基本的な質的特性」と呼ばれる）。いずれも非常に重要な概念であるため、以下で順に詳しく見ていこう。

(1) 目的適合性

「**目的適合性** (relevance)」のある財務情報とは、利用者が行う意思決定（シリーズ第1回で述べた資源の提供に関する意思決定を指す）に相違を生じさせることができる情報のことである。もしある財務情報を知ろうが知るまいが、利用者の行う意思決定になんらの影響も与えないのであれば、その情報には目的適合性がない。

意思決定に相違を生じさせることができる財務情報は、予測価値又は確認価値のいずれか（あるいは双方）を有している。予測価値のある情報とは、利用者が将来の結果を予測するためにインプットとして使用できる情報のことである。この場合、情報自体が予測や見込みである必要はなく、あくまでも結果を予測するためのプロセスへのインプットとして使用できればよい。確認価値のある情報とは、過去の評価に関するフィードバックを提供する情報のことである。それでは、ある企業の当年度の収益の情報は、予測価値と確認価値のいずれを有するだろうか。当年度の収益の情報は、将来の年度の収益を予測するための基礎として利用できるため、予測価値を有するといえる。同時に、当年度の収益の情報は、過去における当年度の予測と比較することができるため、確認価値も有するといえる。

(2) 忠実な表現

次に「**忠実な表現** (faithful representation)」を考えてみよう*1。どのような財務情報が、表現しようとしている現象を忠実に表現した描写だといえるだろうか。概念フレームワークは、完璧に忠実な表現である場合、その描写は「完全」であり、「中立的」であり、「誤謬がない」という3つの特性を有すると述べている。完璧な描写というのは通常ありえないため、実際はできる限りこの3つの特性を満たすような財務情報を提供する、ということになる。

描写が完全であるとは、利用者が描写の対象となる現象を理解するのに必要なすべての情報を含んでいる、すなわち情報に不足がないということである。描写が中立的であるとは、財務情報の選択又は表示に偏りがなく、

*1 これは1989年版フレームワークで「信頼性 (reliability)」と呼ばれていたものである。信頼性という用語は人によってさまざまに解釈され混乱を招いていたことから、IASBは2010年の改訂でこの用語を「忠実な表現」に置き換えた。

たとえば有利な情報を強調したり、不利な情報を矮小化したりといった操作が行われていないということである。描写に誤謬がないとは、情報の作成のためのプロセスの選択と適用が適切に（誤謬なく）行われたという意味であり、必ずしもその描写がすべての点で正確であるという意味ではない。たとえば、ある見積り価格に関して、それが観察不能であるため正確であるとも不正確であるとも判断できない場合でも、その見積りに関するプロセスの選択と適用が適切に行われていれば、当該描写は誤謬がないということができる。

(3) 慎重性

ここで中立性に関連して、日本を含め世界の利害関係者からの関心が高かった「慎重性」という概念についても解説しておきたい。「**慎重性** (prudence)」という用語は、もともと1989年版フレームワークに含まれていたが、IASBは2010年の改訂でこの用語を削除した。しかしながらこれに関して多くの懸念が寄せられたため、2018年版フレームワークはこの用語を再導入した上でその意味するところを明確化した。2018年版フレームワークの結論の根拠は、慎重性を以下の2種類に整理している。

1. 注意深い慎重性 (cautious prudence) — 不確実性の状況下で判断を行う際に注意を行使すること
2. 非対称な慎重性 (asymmetric prudence) — 費用を収益よりも早い段階で認識するなど、体系的に非対称な取り扱いを要求すること

2018年版フレームワークで採用されているのは、このうち注意深い慎重性 (のみ) である。注意深い慎重性を行使することにより、資産及び収益が過大計上されないよう、負債及び費用が過小計上されないように注意することとなる。ここで留意すべきなのは、注意深い慎重性を行使することは、同様に資産及び収益の過小計上や、負債及び費用の過大計上も認めないという点である。この意味において慎重性 (注意深い慎重性) の行使は中立性を支えるといえる。

これに対し、2018年版フレームワークは非対称な慎重性を採用しなかった。IASBは、非対称な慎重性を採用することは、時として、利用者にとって最も目的適合性を有する最も忠実に表現された情報を提供するという財務報告の目的と相反する結果になると考えたのである。ここで読者の中には、既存のIFRS基準の中には実際に非対称な要求事項が含まれていると考えられた方がいるかもしれない。これはまさにそのとおりで、たとえばIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、偶発負債と偶発資産に対して異なる認識規準を設けている。この点、2018年版フレームワークは、個々のIFRS基準が非対称な要求事項を含みうることを明確に認めている。ただしそれは非対称な慎重性を行使した結果ではなく、そのような要求事項を設定することにより、企業が利用者にとって最も目的適合性を有する最も忠実に表現された情報を提供することとなる、というIASBの判

断の結果として起こる状況である。

(4) 実質優先

忠実な表現に関しては、あと2点解説しておくべきことがある。1つは「実質優先」であり、もう1つは「測定の不確実性」である。いずれも2018年の改訂で記述が拡充・明確化された内容である。

「**実質優先** (substance over form)」とは、読んでは字のごとく、忠実な表現は単に経済的現象の法的形式を表現するのではなくて、経済的現象の実質を表現するものである、というものである。IASBは2010年の改訂でこの用語を削除した。これは形式優先を唱えたわけではもちろんなく、忠実な表現は定義上経済的現象の実質を表現するものであり、これとは別にあえて実質優先を記述する必要はないと判断したためである。しかし、IASBはもはや実質優先にコミットしていないという誤解が利害関係者の中に散見されたため、2018年版フレームワークはこの用語を再導入してIASBの意図を明確化することを図ったのである。

(5) 測定の不確実性

「**測定の不確実性** (measurement uncertainty)」とは、ある財務諸表項目の金額が直接観察できないため見積りが必要な場合 (実務上、多くの場合財務諸表項目の金額は直接観察できない) に生じる不確実性のことである。

測定の不確実性は、有用な財務情報の質的特性、すなわち目的適合性と忠実な表現の間にトレードオフを生じさせる。上述のとおり、財務報告は、利用者にとって最も目的適合性を有する最も忠実に表現された情報を提供することを目指しているのであるが、時として最も目的適合性を有する情報は極めて不確実な見積りである場合がある。

たとえば、ある企業が新しい素材の効率的な生産プロセスの開発に成功したとしよう。この素材の商品化は、将来企業に重要なキャッシュ・インフローをもたらす可能性がある。しかしながら当該素材はまだ量産/市販されておらず、実際に企業にキャッシュ・インフローがもたらされるかどうか、もたらされるとしてそれがどの程度の金額になるかはきわめて不確実で見積りが困難である。この例では、利用者にとって最も目的適合性を有する情報は、この生産プロセスが企業にもたらす将来キャッシュ・フロー (あるいはその現在価値) であるかもしれない。それにもかかわらず、その見積りは極めて困難で測定の不確実性が極めて高いため、当該情報は十分に忠実な表現とはなりえないかもしれない。ここに目的適合性と忠実な表現の間のトレードオフが生じている。ある場合には、将来キャッシュ・フローの見積り+見積りの不確実性に関する説明的開示が最も有用な情報であるかもしれない。別の場合には、目的適合性では劣るがより忠実な表現である情報 (たとえば当該生産プロセスを開発するために投じられた総費用) が最も有用な情報で

あるかもしれない。そのいずれの情報を提供すべきかは、関連する個々のIFRS基準の開発段階で検討され決定される事項である。

3. 補強的な質的特性

ここからは、「補強的な質的特性」と呼ばれる質的特性、すなわち「比較可能性」「検証可能性」「適時性」及び「理解可能性」について解説したい。基本的な質的特性と異なり、これらは有用な情報に必ず必要とされる特性ではない。これらの特性は有用な情報を補強し、それをより有用にすることができる。

ここで、どれほど多くの補強的な質的特性を有していたところで、有用でない情報を有用にすることはできないことに留意いただきたい。たとえば、ある企業の工場建屋の色の変更が利用者にとって有用でなければ（当該企業への資源の提供に関する意思決定に影響を与えなければ）、いかにその情報がタイムリーに提供されようが（適時性）、新旧の写真つきでわかりやすく提供されようが（比較可能性、検証可能性、理解可能性）、それはやはり有用な情報足りえないのである。

逆に、ある情報が利用者にとって有用であれば、それが補強的な質的特性を欠いていたとしても、その情報は有用であり続ける。たとえばある企業が、ビジネス環境の変化により会計方針を変更したとする。この場合、新たな会計方針に基づいて会計処理された情報は、当該企業の前年度以前の情報との比較可能性を欠いているかもしれない。それでもなお、当該情報が目的適合性を持った忠実な表現である限り、それは利用者にとって有用な情報である*2。

(1) 比較可能性

「比較可能性 (comparability)」とは、読んで字のごとく、情報間の比較が可能か否かを意味する。ここで情報間とは、他の企業の同種の情報（たとえばある企業の当年度の収益金額と同業他社の当年度の収益金額）との比較の場合もあるし、同一企業の異なる期間又は時点の情報（たとえば当年度の収益金額と前年度の収益金額）の場合もある。似たような関連する用語として「首尾一貫性 (consistency)」があるが、これはある項目に対して同じ方法を使用するという意味であり、首尾一貫性を持つことにより比較可能性を達成することが可能になる。また、比較可能性を有する情報は、同様のものを同様に見えるように、異なるものを異なるように見えるようにするものであり、異なるものまで同様に画一的に見せるものではないことに留意が必要である。

(2) 検証可能性

「検証可能性 (verifiability)」とは、概念フレームワークの言葉を用いていえば、知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達しうることを意味する。

最も簡単な例は、手許現金の残高であろう。その情報は現金を実際に数えることによって直接的に検証可能であり、その結果は観察者によって異なることはないと考えられる。したがってこの場合情報の検証可能性は極めて高い。別の例として、棚卸資産の期末帳簿価額を考えてみよう。この情報は、直接的には検証可能でない。しかしながら、観察者は、企業がその算定に使用したインプット（数量及び原価）とコスト・フローの仮定（たとえば先入先出法）を用いて再計算することにより、この情報を間接的に検証可能である。他の種類の情報、たとえば将来キャッシュ・フローの見積りに基づく情報は、検証可能性が低い又は検証可能性に欠ける場合があるかもしれない。上述のとおり、たとえ検証可能性に欠けていても情報は有用足りえるが、この場合、利用者は当該情報が表現しようとしているものを忠実に表現しているという確信が持てないため、当該情報の利用に関してより用心深くなる可能性がある。

(3) 適時性

「適時性 (timeliness)」とは、利用者の意思決定に影響を与えることができるように適時に情報を利用可能とすることを意味する。一般的に、情報が古くなればなるほど、有用性は低くなる。古すぎる情報は、もはや目的適合性を有さず、したがって有用な情報ではないであろう。しかしながら、たとえば傾向を識別し評価するための材料として、ある情報が古いながらも目的適合性を有することはありえる。

(4) 理解可能性

「理解可能性 (understandability)」とは、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者にとって、情報が理解可能でなければならないことを意味する。読者の中には、これを補強的な質的特性ではなく基本的な質的特性とすべきではないかと思われる方もいるかもしれない。しかしながら、もし理解可能性を基本的な質的特性と整理した場合、非常に複雑で理解が困難な事項に関する情報は、たとえ目的適合性があり忠実に表現されていても、報告することを避けるのが適切ということになる可能性がある。IASBは、理解可能性を補強的な質的特性と整理することにより、理解が難しい情報はできるだけ明瞭に表示と説明を行うべきだということを示そうとしたのである。

*2 この場合、ビジネス環境の変化により会計方針を変更しているため、新たな会計方針は「より目的適合性の高い」情報を提供することになると考えられる（IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」参照）。また、比較可能性を担保するため、IAS第8号により新たな会計方針は実務上不可能な場合を除き遡及適用することが求められる。

3. コストの制約

コストは、財務報告により提供されうる情報に関する一般的な制約である。財務情報の提供と利用にはコストがかかるものであり、コストの制約とは、特定の情報を報告することの便益が、当該情報の提供と利用にかかるコストを上回る（したがって当該情報の報告を正当化する）必要がある、というものである。このようなコストと便益についての個々人の評価は、それが主観性に基づくものであるため相違が生じると考えられる。このため、IASBは、IFRS基準の開発において、コストと便益を個々の企業との関連ではなく財務報告一般との関係で考慮する。

4. 財務諸表と報告企業

ここからは、2018年版フレームワークの第3章「財務諸表と報告企業」の内容について、特に財務諸表の目的と報告企業に絞って解説する。

これまでに見た2018年版フレームワークの第1章及び第2章は一般目的財務報告で提供される情報について議論しているのに対し、2018年版フレームワークの第3章以降では一般目的財務報告の具体的な形態である一般目的財務諸表（以下単に「財務諸表」という）で提供される情報について議論している。そこで第3章ではまず、財務諸表の目的について、「企業の資産、負債、持分、収益及び費用に関して、財務諸表利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価及び企業の資源に係る経営者の受託責任の評価を行う際に有用な情報を提供すること」であると定義している。利用者に有用な情報を提供する、という点においてはシリーズ第1回で見た財務報告の目的と共通しているが、財務報告と財務諸表の範囲の違いにより、何に関する情報であるかが異なっているのがお分かりいただけるかと思う。

「**報告企業** (reporting entity)」とは、財務諸表を作成することを要求されているか、あるいは選択した企業のことである。報告企業は必ずしも法的な企業でなくて

もよく、企業の一部であったり、複数の企業であったりすることもある。たとえば、連結財務諸表に関する報告企業は、親会社と子会社から構成される企業集団である。

多くの場合報告企業の境界は容易に判別できるが、たとえば報告企業が企業の一部であったり、親子関係以外の関係によって結ばれた複数の企業から構成されたりしている場合、その境界を定めるのは困難な可能性がある。このような場合、利用者に目的適合性のある情報の忠実な表現を提供するという、財務諸表の目的を念頭におく必要がある。忠実な表現を提供するためには、以下の条件が必要とされることが考えられる。

1. 報告企業の境界が、恣意的なあるいは不完全な経済活動の一組を含んでいない
2. ある経済活動を報告企業の境界の内側に含める場合、それにより報告企業の経営成績の中立的な表現が提供される
3. どのように報告企業の境界が決定され、何が報告企業を構成するのかについての記述が提供される

このように、報告企業の境界を決定する際に有用な財務情報の質的特性を考慮することにより、たとえば恣意的に業績のよい事業のみを報告企業の境界に含めるといった操作を回避することができると考えられる。

5. おわりに

シリーズ第2回目の今回は、主に有用な財務情報の基本的な質的特性と補強的な質的特性について解説した。特に有用な財務情報の基本的な質的特性、すなわち目的適合性と忠実な表現は、概念フレームワーク全体を通じて非常に重要な概念であり、シリーズの次回以降、会計単位、認識規準、測定基礎やその他包括利益などのさまざまな概念を理解していく際に、コストの制約と並んで繰り返し出てくる概念であるため、本稿で理解を深めていただければ幸いである。シリーズ第3回目の次回は、財務諸表の構成要素、すなわち資産、負債、持分、収益、費用の定義について解説する予定である。

以上